

配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)への対策の充実

平成13年度予算

平成14年度予算(案)

《 161百万円 → 1,174百万円》

(1) 婦人相談所の機能強化

332 百万円

(新)○ 婦人相談所による一時保護委託制度の創設

275 百万円

被害者の一時保護を婦人相談所の一時保護以外にも一定の基
準を満たす民間施設(民間シェルター)等に対し委託する制度を創設。

(新)○ 休日及び夜間の相談体制の強化

38 百万円

電話相談員(非常勤)を配置し、休日・夜間の相談体制を強化。

(新)○ 福祉事務所等関係機関とのネットワークの設置

19 百万円

連絡会議、ケース会議を開催し関係機関の連携を強化。

新(2) 一時保護所(婦人相談所)及び婦人保護施設への心理療法担当職員の配置

66 百万円

被害者への心のケア対策として、一時保護所(婦人相談所)や婦人
保護施設に心理療法担当職員を配置。

新(3) 婦人相談所職員等への専門研修会の実施

2 百万円

婦人相談所、婦人保護施設、福祉事務所等において被害者の相談等
に従事する職員に対し、配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)
に関する専門研修を実施。

(4) 婦人相談所等関係機関マニュアルの作成

6 百万円

子育て家庭への支援等

平成13年度予算

《208, 862百万円

平成14年度予算(案)

→ 211, 923百万円》

(1) 地域子育て支援

○ つどいの広場事業の創設(再掲) 139 百万円

(新)○ 子育てNPO等に対する支援の実施(文部科学省との連携施策) 25 百万円
子育てNPO指導者や子育てサークルリーダーの育成。

○ 乳幼児健康支援一時預かり事業の推進 937 百万円
275市町村 → 350市町村

○ 子育て支援短期利用事業の充実 128 百万円
ひとり親世帯の子育て支援の充実(低所得者世帯の利用料全額免除)。

(新)○ 子育て支援策等に関する調査研究の推進(再掲) 22 百万円
(待機児童解消のための保育施策の推進等[構造改革特別要求])
保育施策等今後の子育て支援策等に関する基礎資料を得るため、子どもと親の置かれている状況や子育てに関する意識などの把握、分析等の調査研究を実施する。

(2) 母子保健体制の整備

○ 周産期医療ネットワークの整備 188 百万円
20都道府県→28都道府県
母胎が危険な妊娠婦や低出生体重児に適切な医療を提供するための一般的の産科病院等と高次の医療機関との連携体制を確保。

| | | |
|--------------------------|---|---------------------|
| ○ 総合周産期母子医療センター運営費 | 18か所→26か所 | 455 百万円 |
| ○ 不妊専門相談センターの整備 | 30か所→36か所 | 106 百万円 |
| ○ 子ども家庭総合研究の充実 | | 798 百万円 |
| | 小児・周産期医療に携わる小児科・産婦人科医師の育成に関する調査 研究、生涯を通した女性の健康支援に関する調査研究を実施。 | |
| (3) 小児慢性特定疾患治療研究費 | | 9, 450 百万円 |
| (4) 児童の健全育成の推進 | | |
| ○ 放課後児童健全育成事業の充実 | | 6, 880 百万円 |
| | 大都市周辺部を中心に、放課後児童の受入れ体制を平成16年度 までに全体として15,000か所とすることを目標に、国庫補助対象の放 課後児童クラブを800か所増加させる。 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後児童クラブ 10,000クラブ → 10,800クラブ ・ 小規模クラブ(10人以上20人未満)に対する補助要件(過疎地等)の撤廃 (新)・ 土日祝日開設加算の創設(学校週5日制の対応) (新)・ 放課後児童クラブ等の職員の健康診断の実施 | |
| ○ 民間児童厚生施設等活動推進事業費の充実 | | 1, 139 百万円 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童福祉施設併設型民間児童館事業 26か所→45か所 | |
| (5) 児童手当国庫負担金 | | 191, 656 百万円 |

総合的な母子家庭等自立支援対策と児童扶養手当制度の見直し

平成13年度予算 平成14年度予算(案)
《269,214 百万円 → 269,214 百万円》

母子家庭等に対する介護人派遣事業や就労支援策等を充実するとともに、児童扶養手当制度については、就労等による収入の増加が総収入の増加につながるよう、所得額と手当額との関係や所得の範囲について見直しを行う。

また、母子家庭等の自立が一層促進されるよう、子育て・生活支援策、就労支援策、養育費確保策、経済的支援策などについて総合的に見直しを行い、次期通常国会に向けて法改正を検討する。

| | |
|--------------------------------|-----------|
| (1)母子寡婦福祉貸付金の充実 | 4,970 百万円 |
| ○ 技能習得資金の一時貸付の充実 | |
| ○ 児童扶養資金の充実 | |
| (2)母子家庭等の自立支援対策の充実 | 500 百万円 |
| ○ 母子家庭等の自立促進対策事業の充実 | 300 百万円 |
| ・ 就業支援対策事業の充実 | 150 百万円 |
| 就業支援員による職業カウンセリング等の実施。 | |
| (新)・ 母子家庭等就業支援センター・モデル事業の創設 | 78 百万円 |
| 就業相談からの技能講習、就業情報の提供等に至るまでの一貫した | |
| 就労支援サービスの実施。(10か所) | |
| ○ 母子家庭介護人派遣等事業の充実 | 200 百万円 |
| ・ 補助対象を市町村まで拡大 | |
| ・ 介護人派遣事業の補助単価の引き上げ等事業内容の充実 | |
| ・ ひとり親家庭支援事業(父子家庭支援事業の名称変更)の充実 | |

(3)児童扶養手当制度の見直し

263,744 百万円

○ 物価スライドの特例(平成14年4月実施)

平成13年の消費者物価指数の下落が見込まれるが、平成14年度の手当額は前年度と同額とする。

○ 所得制限等の見直し(平成14年8月実施) (参考1)

○ 事務取扱交付金の単価設定等

- ・ 福祉事務所設置市町村の単価 @1,430円(平成14年8月実施)
- ・ 適正化等事務費の拡充(補助対象を市等に拡大)

施設の整備・運営の充実

(1) 施設の整備(社会・援護局に一括計上)

平成13年度予算
《146, 645百万円》 → 平成14年度予算(案)
134, 759百万円》

- 保育所緊急整備
- 保育所施設整備の補助方式の拡大

公設民営による整備を図るため、社会福祉法人等に貸与することを目的として保育所を整備する場合の費用及び自治体がPFI選定事業者に貸与することを目的として保育所を整備する場合の買取費用についても、施設整備費の補助対象とする。
- 情緒障害児短期治療施設の基準面積の改善 (1人当たりの面積28. 6m² → 30. 7m²)
- 婦人保護施設の基準面積の改善 (1人当たりの面積26. 3m² → 35. 4m²)
- 婦人相談所の基準面積の改善

(1施設当たりの面積330. 6m² → 1人当たり面積30. 9m² (定員20人の場合619.2m²))
- 子育て支援のための拠点施設の付設要件の緩和

[注:各事項については、13年度補正により先行実施]

(2) 施設の運営

平成13年度予算
《454, 675百万円》 → 平成14年度内示
472, 162百万円》

- 保育所の受入れ児童数の増大(再掲)

保育所運営費 (14,225百万円)
190. 7万人 → 195. 5万人(+4. 8万人)
- 婦人相談所による一時保護委託制度の創設(再掲)
- 一時保護所(婦人相談所)及び婦人保護施設への心理療法担当職員の配置(再掲)
- 専門里親(仮称)の創設(再掲)

専門里親及びレスパイト・ケアの創設
- 一時保護所(児童相談所)に主任児童指導員を配置(再掲)
- 乳児院への個別対応職員の配置(再掲)
- 入所児童待遇費の改善

里親手当、就職支度費等の改善

児童扶養手当制度の見直し（平成14年8月実施）

就労等による収入の増加が総収入の増加につながるよう、所得額と手当額との関係や所得の範囲について見直しを行う。

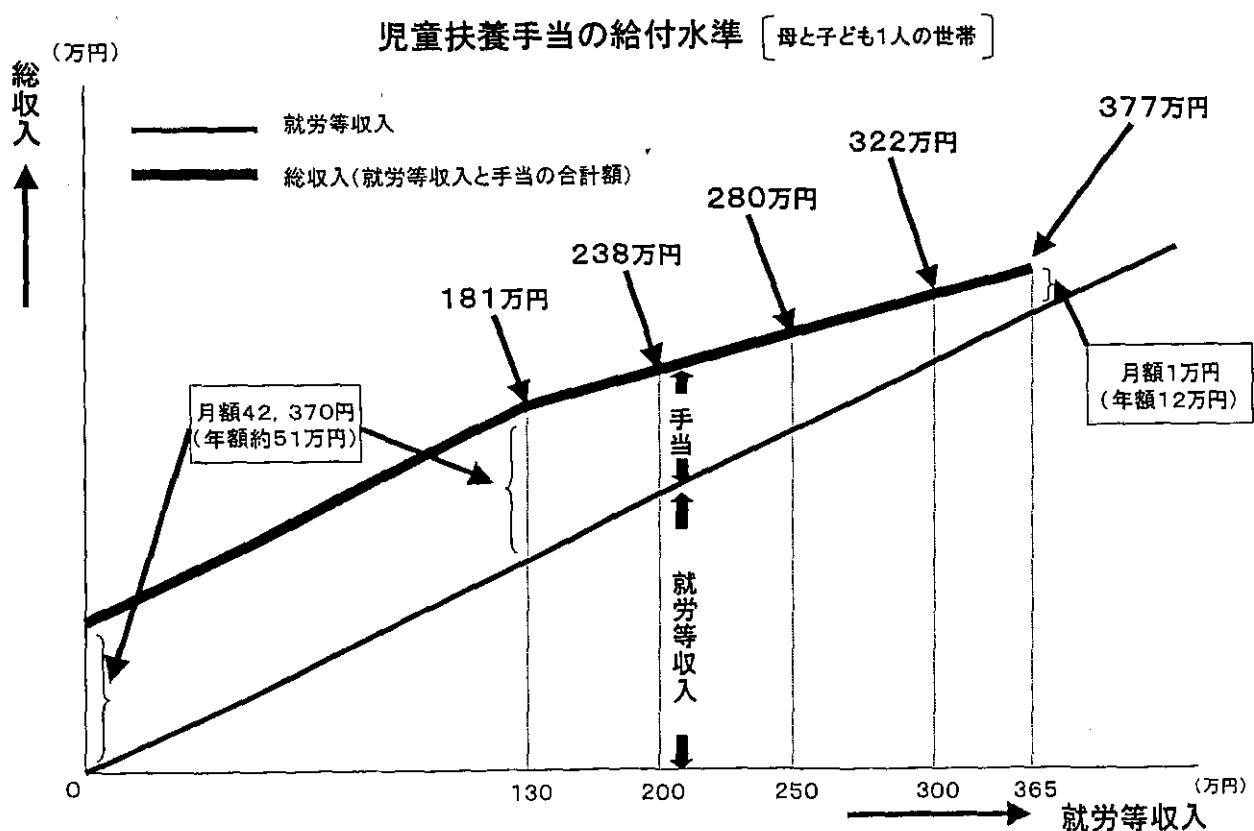
<本人（2人世帯）の場合>

全部支給 42,370円（月額）

一部支給 就労等による年間収入額の増加に応じて手当額をえた総収入額がなだらかに増加するよう、手当額を42,360円（月額）から10,000円（月額）まできめ細かく設定

※総収入が181万円までは手当を全部支給（月額42,370円、年額約51万円）

※総収入が181万円以上の場合には、就労等の収入が1万円増えるごとに総収入が8,000円弱程度増加するよう、手当額を42,360円から10,000円まできめ細かく設定。



平成13年度 第2次補正予算（案）の概要

平成13年12月20日
雇用均等・児童家庭局

子育て支援策の推進

185.4億円

- 保育所待機児童ゼロ作戦の推進 100.1億円

待機児童ゼロ作戦を推進するため、保育所の緊急整備を行う。

- 放課後児童の受け入れ体制の整備 12.3億円

地域における子育て支援活動を実施するため、放課後児童クラブなどの拠点施設を整備する。

- 被虐待児童等の受け入れのための環境整備 73.0億円

虐待された児童や、配偶者からの暴力の被害者への対応を強化するため、児童養護施設、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、婦人保護施設、婦人相談所の整備を推進する。

医療提供体制の整備

4.5億円

- 小児医療体制の整備（慢性疾患児家族宿泊施設の整備）

小児がん等で遠隔地からの長期入院している子どもの家族等が、子どもの入院中宿泊滞在できる施設を整備する。